

告示

埼玉県告示第千三百十三号

埼玉県土地利用基本計画を令和五年十一月二日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更

農業地域	変更した地域区分	
	日高市	所沢市
縮小	拡大又は縮小の別	変更部分の面積
三十六ヘクタール	二十九ヘクタール	